

福岡市における「赤ちゃんの駅」の設置実態について

福岡女子大 ○若竹 雅宏
日大生産工 広田 直行

1. 研究の背景と目的

子育て世代にとって、外出時に生じるおむつ替えや授乳は、外出することへの障害となっている場合がある。このため、ベビー休憩室の整備は、子育て世代の外出しやすい環境づくりを構築していく上で重要なものといえる。このような意味をもつベビー休憩室は、近年、商業施設や公共施設において、その設置が進んでいる。その背景には、商業施設では子育て世代の集客を狙っていることなどが考えられるが、男女共同参画社会の構築、少子化対策としての子育てバリアフリーの推進¹が挙げられる。

この様にベビー休憩室の設置が増加している一方で、使いにくさ、設備の不十分さ、プライバシーへの配慮不足などによる利用者にとって居心地の悪い事例は未だ多い。これは設置することを優先した結果、利用者の視点に立った建築計画の検討が十分でないことに一因があると考えられる。そこで既往研究においては、これら課題の解決を踏まえた建築計画に関する研究が行われている²⁻⁶。

近年、このベビー休憩室は、「赤ちゃんの駅」事業としての展開がみられる。「赤ちゃんの駅」事業は北九州市を端緒とし、全国の自治体において民間事業者と協力して、その登録と設置が進められている。しかし「赤ちゃんの駅」は、一定の基準を満たすことで登録が可能となるため、施設によっては、その環境の違いが大きく異なる場合が見られる。つまり「赤ちゃんの駅」の登録施設数と利用の推進が図れる施設数が必ずしも一致するとは限らない状況があると考えられる。

このような「赤ちゃんの駅」の状況に対して、本研究は自治体における登録施設の用途、空間、備品などの傾向について明らかとすることで、利用者が気軽にかつ快適に利用することができるベビー休憩室を外出時に選択できること、加えて登録施設の質の向上につなげていくことを目的として行なうものである。

なお、既往研究においては、自治体に登録されている「赤ちゃんの駅」を対象として、その実態把握を行なったものはみられない。

本報告では、「赤ちゃんの駅」の設置実態について明らかとすることを目的とする。

2. 研究の方法

2.1 研究の対象

本報告では、福岡市において「赤ちゃんの駅」として登録されている385施設を対象とする。

福岡市ではベビー休憩室の設置として「赤ちゃんの駅」事業として、その登録を進めている。

福岡市は、政令市において人口増加率が最も高く、乳幼児人口も増加している。このため福岡市においても例外なく、乳幼児を連れた保護者が外出しやすい環境づくりが必要である。

2.2 研究の手順

以下に研究の手順を示す。

まず、福岡市における①「赤ちゃんの駅」に関わる規準を把握する。特に規準の構成、登録基準、空間および利用者への周知に関わる規準について把握する。次に「赤ちゃんの駅」の設置実態を明らかとするために、福岡市のホームページ²に掲載されている「赤ちゃんの駅」の全ての登録設置施設385施設を対象として、②設置機能の実態を明らかとし、③設置機能と施設用途の関係について分析・考察を行なう。

3. 「赤ちゃんの駅」の規準

3.1 規準の構成

福岡市における「赤ちゃんの駅」に関わる規準は、「赤ちゃんの駅 実施ガイドライン」に示されている。表1に、福岡市における「赤ちゃんの駅 実施ガイドライン」（以下ガイドラインとする）の構成を示す。

表1「赤ちゃんの駅 実施ガイドライン」の構成

1 事業目的	6 利用の制限等
2 利用対象	7 確認等
3 事業の内容	8 個人情報保護
4 表示	9 委任
5 事業実施日及び時間	

表1より、ガイドラインは、9つの事項で構成されている。

事業の目的は第1項で示され、その目的は「乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中の親子が気軽に授乳やオムツ替えができる環境づくりを登録施設

が努める」と示されている。

福岡市では、授乳やオムツ替えの設備を持った施設に対して、基準を満たした場合において「赤ちゃんの駅」として登録を許可している。この登録に関わる基準は、ガイドラインの第3項「事業の内容」において示されている。また、利用者への当該施設の周知方法として、第4項では「表示」についての基準が示されている。

3.2 登録基準

ガイドラインの第3項「事業の内容」より、「赤ちゃんの駅」では、①授乳の場の提供、②オムツ替えの場の提供の両方、もしくは一方を提供できる施設と定義している。その他「3事業の内容」には、③ミルク用お湯の提供について示されている。授乳において、必ずしもお湯を必要とすることは無いが、ミルクづくりにおいてお湯の設備があることは有効なものといえる。このため登録要件とはなっていないが、③ミルク用お湯の提供の有無は、「赤ちゃんの駅」の役割を考えると重要なものであるといえる。したがって、①授乳の場の提供（以下「授乳」とする）、②オムツ替えの場の提供（以下「オムツ替え」とする）、および③ミルク用お湯の提供（以下「お湯」とする）は、「赤ちゃんの駅」を構成する主要な機能として位置付けていることが分かる。

3.3 空間に関わる規準

「赤ちゃんの駅」の①「授乳」、②「オムツ替え」および③「お湯」の3つの機能に対するガイドラインのうち空間に関わるものについて整理したものを表2に示す。

表2 空間に関わるガイドライン

①授乳の場の提供
・ 四方を隔壁で仕切られた部屋
・ パーティションなどで仕切られたスペース など
・ 利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場
・ 定期清掃
②オムツ替えの場の提供
・ 定期清掃
③ミルク用のお湯の提供
特になし

表2より「赤ちゃんの駅」の空間に関わるガイドラインは、「授乳」についてのみ示されていることが分かる。内容は、四方を隔壁で仕切られている部屋であること、パーティションなどで仕切られたスペースであること、利用者が外部の目を気にせず利用できる場であることの3点が示されている。また衛生面への配慮と

して、「授乳」と「オムツ替え」については、定期清掃を行うことが示されている。

「お湯」については、お湯の管理方法についての内容となっている。

3.4 周知方法

乳幼児連れの保護者にとって、「授乳」や「オムツ替え」を必要とする時は緊急時といえる。その際、それらの場所の探索は、トイレと同様に案内版、サインに頼ることになる。そのため「赤ちゃんの駅」の場所であることを利用者に分かりやすく明示することが重要となる。表3は、ガイドラインに示されている「赤ちゃんの駅」の利用者への周知方法について整理したものである。

表3より、表示には、ペナント、のぼり、ステッカーなどであることが分かる。登録施設の管理者は、これらを目の付きやすい場所へ掲示し管理することが求められている。

表3 周知方法に関わるガイドライン

表示	・ ペナント、のぼり、ステッカーなど
留意点	・ 目の付きやすい場所へ掲示
	・ のぼりについては、歩行者の通行の障害にならない
掲示及び管理	・ 登録施設管理者がおこなう
提供	・ 市が用意する

4. 「赤ちゃんの駅」の設置機能

4.1 機能別の設置実態

表4に「赤ちゃんの駅」の主な機能である①「授乳」、②「オムツ替え」および③「お湯」の3つの機能の設置実態について示す。

表4 機能別の設置実態

登録施設数	授乳	オムツ替え	お湯
385	232	381	188
	60.3%	99.0%	48.8%

表4より、「赤ちゃんの駅」の3つの機能のうち設置が最も多いものは「オムツ替え」で、385の登録施設中381施設で設置がみられる。設置率は99.0%であり、「赤ちゃんの駅」においては重要な機能であることが分かる。次いで「授乳」の232施設で設置率は60.3%となっている。

一方、登録要件とはなっていない「お湯」については、188施設に設置されており、設置率は48.8%となっている。「赤ちゃんの駅」の約半数に「お湯」の機能が設置されていることが分かる。

4.2 登録施設における設置機能の構成

「授乳」「オムツ替え」および「お湯」の3つの「赤ちゃんの駅」の機能は、登録施設にお

いてそれぞれ単独あるいは組み合わせでの設置となっている。そこで「赤ちゃんの駅」の登録施設における設置機能の実態についてみる。

表5は、登録施設において設置されている機能のタイプ別に整理したものである。

表5 設置機能の構成

設置機能のタイプ	総数	割合
A 授乳+オムツ替え+お湯	161	41.8%
B 授乳+オムツ替え	67	17.4%
C 授乳	1	0.3%
D 授乳+お湯	3	0.8%
E オムツ替え+お湯	25	6.5%
F オムツ替え	128	33.2%
	385	

表5より、設置機能のタイプとして最も多いものは、タイプAの「授乳+オムツ替え+お湯」の3つの機能がいずれも設置されているタイプで、全385登録施設中161施設となっていることが分かる。割合は41.8%で約4割がこのタイプとなっている。次いで、タイプFの「オムツ替え」のみの機能が設置されているタイプが多く、全385登録施設中128施設（33.2%）となっている。さらにタイプBの「授乳+オムツ替え」の2つの機能が設置されているタイプが全385施設中67施設（17.4%）と続いている。特に、タイプAとタイプFの2つのタイプの割合は75%を超えている。福岡市における「赤ちゃんの駅」の機能は、「授乳+オムツ替え+お湯」の3つの機能が設置されているタイプか「オムツ替え」のみの機能となっているタイプが主流となっていることが分かる。

一方、タイプCの「授乳」のみは1施設、タイプDの「授乳+お湯」では3施設となっており、この様な授乳のみの機能となっている施設の設置はほとんど無いことが分かる。

5. 設置機能と施設用途の関係

5.1 登録施設の用途分類

「赤ちゃんの駅」が設置されている施設の用途の傾向をみる。表6に、登録施設の用途について分類整理^{注3}したものを示す。

表6より、登録施設の用途は、教育・文化・スポーツ・集会など18用途に分類できる。

最も多い用途は、教育施設で全385施設中98施設（25.4%）となっている。次いで、福祉施設の52施設（13.5%）、業務施設の45施設（11.6%）、商業施設の42施設（10.9%）、運輸・交通施設の40施設（10.3%）と続いている。これら5つの用途の設置割合はそれぞれ10%を超えている。

以下に、それら5つの施設用途に該当する登録施設の特徴を示す。

（教育施設）

教育施設には、公民館や図書館が該当している。このうち公民館の登録数が最も多くなっている。

（福祉施設）

福祉施設では、保健福祉センター、子どもプラザ、保育所などが該当している。このうち、子どもプラザ^{注4}や保育所の登録数が高くなっている。

（業務施設）

業務施設では、事業所や自動車の販売店などが該当している。このうち、自動車の販売店の割合が高くなっている。

（商業施設）

商業施設では、百貨店、大型ショッピングセンターやファッションビルのほか小規模な店舗・飲食店などが該当している。登録施設数に偏りはみられない。

（運輸・交通施設）

運輸・交通施設では、地下鉄駅の登録数が高くなっている。

表6 登録施設の用途

施設用途	登録施設	施設数
教育施設	公民館 図書館 リサイクルプラザ 保健環境学習施設	98
文化施設	美術館 博物館 動植物園 文化センター 日本庭園 総合案内施設	7
スポーツ施設	体育館 市民プール 競技場 運動公園 パークゴルフ場	21
集会施設	会館 市民センター 人権のまちづくり館 市民交流センター 男女共同参画推進センター コミュニティカフェ	18
宗教施設	寺院	2
衛生施設	美容室 エステ 整体	4
医療施設	病院 医院 (小児) 歯医者 整骨院 薬局	10
福祉施設	保健福祉センター 市民福祉プラザ 子どもプラザ 保育所 企業内保育所 託児所 通所介護事業所 介護付有料老人ホーム 小規模多機能施設	52
レクリエーション施設	レクリエーションセンター 緑地リフレッシュ農園 (市民農園) 市民の森 中央公園 総合公園 特殊公園 海浜公園 国営公園 公園事務所	27
運輸・交通施設	地下鉄 バスターミナル 空港 客船ターミナル	40
商業施設	コンビニ 大型ショッピングセンター 百貨店 ファッションビル 複合商業ビル 家電量販店 飲食店 店舗	42
業務施設	事業所 販売店 ショールーム 英会話教室 相談所 モデルルーム モデルハウス	45
宿泊施設	ホテル	2
通信情報施設	電波塔	1
防災施設	市民防災センター	1
供給・処理施設	ゴミ焼却 ガソリンスタンド	4
都市自治施設	区役所 出張所	9
その他	体験型複合施設 牧場	2
	合計	385

5.2 設置機能と施設用途の関係

「赤ちゃんの駅」の設置機能のタイプと施設用途の関係についてみる。表7は、施設用途別に「赤ちゃんの駅」の設置機能のタイプを整理したものである。

表7 施設用途と設置機能の関係

施設用途	施設数	設置機能のタイプ					
		A	B	C	D	E	F
教育施設	98	43	12	0	0	13	30
文化施設	7	3	4	0	0	0	0
スポーツ施設	21	4	4	0	1	4	8
集会施設	18	10	6	1	0	0	1
宗教施設	2	1	1	0	0	0	0
衛生施設	4	3	0	0	1	0	0
医療施設	10	8	1	0	0	0	1
福祉施設	52	39	12	0	1	0	0
レクリエーション施設	27	8	2	0	0	0	17
運輸・交通	40	2	2	0	0	0	36
商業施設	42	21	3	0	0	1	17
業務施設	45	16	12	0	0	5	12
宿泊施設	2	0	0	0	0	2	0
通信情報施設	1	0	1	0	0	0	0
防災施設	1	0	0	0	0	0	1
供給・処理施設	4	0	0	0	0	0	4
都市自治施設	9	2	7	0	0	0	0
その他	2	1	0	0	0	0	1
総数	385	161	67	1	3	25	128

凡例
 タイプA：授乳+オムツ替え+お湯 タイプB：授乳+オムツ替え
 タイプC：授乳 タイプD：授乳+お湯
 タイプE：オムツ替え+お湯 タイプF：オムツ替え

ここでは、施設用途と設置機能のタイプの関係について、「赤ちゃんの駅」の登録施設数が高い教育、福祉、業務、商業、運輸・交通の5つの用途についてみる。

(教育施設)

タイプAが最も多く、次いでタイプFが多くなっている。その他「オムツ替え」を基本機能とするタイプBおよびタイプEのものもみられる。登録施設の多くは公民館であり、貸出室を「授乳」が行える空間として提供することが可能なため「授乳」の機能が多くなっている。

(福祉施設)

タイプAが最も多く、次いでタイプBが多くなっている。福祉施設では、タイプFのものは見られない。また、1施設のみであるが、タイプDの「授乳+お湯」のものがみられる。保育所や児童施設の登録が多いことから、「授乳」ができる環境整備がある施設用途が多い。

(業務施設)

タイプAが最も多く、次いでタイプBとタイプFが多くなっている。登録施設は、自動車販売店の割合が高く、乳幼児・子ども連れ家族の来店を想定した「授乳」の機能をもつ施設が多くなっている。

(商業施設)

タイプAが最も多く、次いでタイプFが多くなっている。業務施設と同様に、乳幼児・子ども連れ家族の来店を想定した「授乳」の機能をもつ施設が多く登録されている。

(運輸・交通施設)

タイプFが最も多く、地下鉄の駅が主な登録施設となっている。乳幼児のオムツ交換やトイ

レ利用は予期せぬタイミングで起きることも多いため、地下鉄の駅における「オムツ替え」の機能は重要である。一方、「授乳」の機能は、衛生・環境面からその設置は少なく、地下鉄においては1施設のみとなっている。その他「授乳」の機能は、空港が2施設とバスターミナル1施設となっている。

6. まとめ

福岡市における「赤ちゃんの駅」を対象として、規準、設置機能の実態および設置機能と施設用途の関係についての分析・考察から、その設置実態について把握することができた。

今後の課題として、実態調査を進めていくこと、設置者および利用者を対象とした利用者意識・満足度および地域性・行政区別の分析を行なうことなどが挙げられる。

注

- 1) 子育てバリアフリーの考えは、平成14年の厚生労働省「少子化対策プラスワン」において示された「子育てを支援する生活環境の整備」が契機となっている。
- 2) 福岡市ホームページ、<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/e-shien/child/baby-station.html> (2021.10閲覧)
- 3) 日本建築学会編「地域施設の計画 21世紀に向けた生活環境の創造」丸善 (1995),p5に示されている「地域施設を含む都市計画の対象施設」を用いて分類を行なった。
- 4) 子どもプラザとは、0歳から6歳くらいまでの親子が遊ぶことができる常設の遊び場のことである。

参考文献

- 1) 仲綾子, 谷口新「複合商業施設における行動観察調査にもとづくおむつ替えゾーンを中心としたベビー休憩室の利用実態と計画課題」日本建築学会計画系論文集, 第81巻,第724号, pp.1259-1268, 2016.6
- 2) 田才知未, 森傑「男女共同参画からみた親子休憩室の実態と課題-札幌市内における商業施設を対象として-」日本建築学会計画系論文集, 第76巻, 第666号, pp.1379-1388, 2011.8
- 3) 張美琴, 頼文波「ベビー休憩室の空間構成と利用状況評価に関する研究」日本感性工学会論文誌, Vol.19 No.4, pp.343-352,2020.11
- 4) 仲綾子, 内田将夫「ベビー休憩室コンセプトブックの開発と評価」日本建築学会技術報告集, 第21巻第49号, pp.1173-1176, 2015.10
- 5) 川野江里子ほか「授乳室における空間構成の実態把握と課題の整理-授乳室の空間構成に関する研究その1-」日本建築学会大会学術講演梗概集, E-1分冊, pp.1051-1052,2011.8
- 6) 白子美貴, 積田洋, 小林美紀「乳幼児連れの動線を考慮したベビー休憩室における配置計画に関する研究」日本建築学会大会学術講演梗概集, 2014, pp.723-724, 2014.9